

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第129号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年7月5日 15時00分ごろ	
発生場所	香川県多度津町高見島北西方沖 備讃瀬戸北航路第3号灯浮標 （概位 北緯34°19.9′ 東経133°39.4′）	
事故等調査の経過	平成22年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 次席一等航海士、海技免状不明	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし 灯浮標 防護枠等が曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、備讃瀬戸北航路を対地速力約11ノットで自動操舵により、航路に沿って西進中、平成22年7月5日15時00分ごろ、前路の漁船群を避航するために右転したところ、備讃瀬戸北航路第3号灯浮標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視程 約2海里 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 微弱な西流	
その他の事項	本船は、備付けのクレーンにより船首方に死角が生じることがあった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、高見島北西方沖の備讃瀬戸北航路を西進中、単独で船橋当直中の次席一等航海士が、漁船群を避航する際、適切な見張りを行わなかったことから、備讃瀬戸北航路第3号灯浮標に気付かずに右転し、同灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、高見島北西方沖の備讃瀬戸北航路を西進中、単独で船橋当直中の次席一等航海士が、漁船群を避航する際、適切な見張りを行わなかったため、備讃瀬戸北航路第3号灯浮標に気付かずに右転し、同灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	